

入 札 説 明 書

1 入札に関する条件及び注意事項

(1) 業務の名称

五島列島の島々横断交流拡大・移住プロジェクト事業観光客（インバウンド）
受入体制拡充業務委託
（業務番号1 値産振工第45号）

(2) 履行期間

契約締結日から令和2年2月21日（金）まで

(3) 仕様

別添「業務委託仕様書」のとおり

(4) 入札・開札の期日及び場所

（期日）令和元年10月15日（火）午後2時00分開始
（場所）小値賀町役場2階町長室

(5) 仕様書等に関する質問書の提出について

当該入札の仕様書等に関する質問については、令和元年10月7日（月）午後5時までにファックス又は電子メールのいずれかにて提出して下さい。送信後、質問書を送信した旨を下記まで電話連絡願います。

なお、入札後に仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

ファックス：0959-56-4185

電話：0959-56-3111

電子メール：sangyo@town.ojika.lg.jp

※ 回答については、令和元年10月8日（火）午後5時までに電子メール又はファックスにて回答します。なお回答は、質問をされた事業者を含め、これまで問い合わせをされた事業者すべてに送ります

(6) 入札書の作成方法

① 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書に記載してください。

③ 入札金額（首標数字）は、訂正することができません。

④ 入札書の提出後は、書き換え、撤回することができません。

⑤ 最低制限価格は設定しません。

【注意事項】

- ・入札書は、封かんのうえ、封筒に会社名、業務名を記入し、郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法）により、提出して下さい。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印して下さい。
- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。
- ・入札書の宛名は、小値賀町長宛として下さい。

(7) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

ア 見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の5/100以上の金額を令和元年10月9日（水）までに納付してください（落札しなかった場合は、入札終了後に口座振替にて還付します。）

イ 次のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除します。

- ・ 保険会社との間に小値賀町長を被保険者とする入札保証保険契約（入札見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）の5/100以上）を締結し、その証書を提出したとき。
- ・ 開札日の前日から前々年度までの間に、本町若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、それを証明するもの（2件以上）を提出したとき。なお、この場合は入札保証金免除申請書（任意様式）及び履行証明書（任意様式）等の提出が必要です。

※ 契約を証明するものとは、発注者からの履行証明書又は平成29年4月1日から入札保証金の納付期限の前日までに締結した契約書の写し等とします。

また、「同規模」の判断は見積もった金額に応じて次の区分で提出してください。

(a) 3,000万円以上

(b) 3,000万円未満1,000万円以上

(c) 1,000万円未満（ただし、最低でも100万円を超える契約締結の証明を必要とします。）

ウ 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができます。

エ 納付の方法

(i) 入札保証金の納付に係る文書の様式は特に定めていませんが、次の事項を記載した申出書を納付する1週間前までに、1の(8)の②の場所に提出して下さい。（郵送可）

- ・ 宛名（小値賀町長）
- ・ 作成日
- ・ 入札者の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者名（代表者印（個人の場合、本人の印）を押印）
- ・ 申出内容（「下記業務の入札に参加するにあたって、入札保証金を納

付したいので申し出ます。」と記載)

- ・ 業務名（「五島列島の島々横断交流拡大・移住プロジェクト事業観光客（インバウンド）受入体制拡充業務委託の入札保証金」と記載）
- （ ii ） 申出書を受け取り次第、連絡をいたしますので、最寄りの金融機関において納付してください。
- （ iii ） 納付を確認するため、金融機関による領収済みの印鑑が押印されている箇所の写しを令和元年10月11日（金）午前10時までに2の(4)の場所に提出してください。（郵送可）

オ 注意事項

- ・ 入札保証保険証書は、提出時に内容を確認いたしますので、入札書とは同封しないでください。
- ・ 入札保証保険期間の終期は、開札日から起算して7日目として下さい。
- ・ 契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできません。
- ・ 入札保証金の計算については、消費税及び地方消費税を含んだ額の5%となります。
例えば、1,000千円で入札する場合、入札保証金は50千円ではなく54千円となるのでご注意願います。入札保証金が50千円の場合は、925,925円までしか入札できず、1,000千円の入札は、無効となります。
- ・ 入札保証金の免除手続き書類は、令和元年10月9日（水）までに必要書類を小値賀町産業振興課に持参又は郵送（必着）してください。（審査等が必要ですので早めにお願います。）

② 契約保証金

ア 契約保証金等は、契約と同時に提出してください。

イ 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の10/100以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されます。

- ・ 保険会社との間に小値賀町長を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。
- ・ 開札日の前日から前々年度までの間において、本町若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出したとき。
なお、この場合は契約保証金免除申請書（任意様式）及び履行証明書（任意様式）等の提出が必要です。

※ 履行を証明するものとは、発注者からの履行証明書又は開札日の前日から前々年度までの間において、履行完了した契約書の写しに完了検査調書等を添えたもの等とします。

また、「同規模」の判断は見積もった金額に応じて次の区分で提出してください。

- (a) 3,000万円以上
- (b) 3,000万円未満1,000万円以上
- (c) 1,000万円未満（ただし、最低でも100万円を超える契約履行

の証明を必要とします。)

ウ 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができます。

(8) 入札の無効

一般競争入札実施（公告）「7 入札の無効」によります。

(9) 再度入札

予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内である入札参加者がいなかったときは、後日、改めて再度の入札を行います。

(10) 落札者の決定方法

一般競争入札実施（公告）「9 落札者の決定方法」のとおりとします。

(11) 契約書の作成等

- ① 落札通知を受けた日から7日以内に契約締結ができるよう小値賀町産業振興課と協議を行ってください。
- ② その他入札及び契約に関する事項については、小値賀町財務規則の定めによります。

(12) 競争入札の参加資格

一般競争入札実施（公告）「2 競争入札に参加する者に必要な資格」によります。

2 その他

(1) 入札に係る一切の費用は、入札参加者の負担とします。

(2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、町民の信頼を失うことのないよう努めてください。

(3) 本委託に関する業務を実施する場合は、当該業務の内容の全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることができません。

(4) 当該契約事務に関する担当部局

名称：小値賀町産業振興課

電話：0959-56-3111

(5) 入札参加申込み

- ① 入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申込書に必要書類を添付し、2の(4)に掲げる場所に提出してください。
- ② 申請の時期は、令和元年10月1日（火）までの間（町の休日を除く）の午前9時から午後5時までです。ただし、10月1日（火）については、午前10時までとします。